

令和7年8月の相談件数

項 目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
苦 情	73	73	72	77	65								360
問い合わせ	2	1	5	1	9								18
要 望	0	0	0	0	0								0
計	75	74	77	78	74	0	0	0	0	0	0	0	378
(前年度計)	(68)	(62)	(61)	(88)	(61)	(76)	(66)	(65)	(73)	(61)	(51)	(79)	(811)

多重債務相談件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
相談件数	3	6	6	5	6								26
(前年度)	(5)	(4)	(7)	(2)	(5)	(2)	(3)	(7)	(2)	(3)	(3)	(2)	(45)

年代別相談件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
20歳未満	2	2	1	0	0								5
20歳代	5	7	4	6	3								25
30歳代	6	8	10	14	11								49
40歳代	3	10	9	6	11								39
50歳代	17	11	11	18	14								71
60歳代	10	12	17	12	15								66
70歳以上	21	15	17	20	16								89
その他・不明	11	9	8	2	4								34
計	75	74	77	78	74	0	0	0	0	0	0	0	378

今月の相談事例

給湯器を無料で点検すると自宅に電話があったので、給湯器の製造業者か設置業者と思った。了承し来訪日時を約束したところ、当日朝に確認の電話をされると言われた。その後、不安になり製造業者と設置業者に確認すると、無料点検の電話はしていないと言う。断りたいが、相手の電話番号を聞いておらず業者名はうろ覚えだ。

センターからのアドバイス

同様の相談が多く見受けられます。相手の業者名や電話番号が分からないので、事前に来訪を断ることができません。当日の確認電話の際にははっきりと断るか、来訪された時にインターホン越しに毅然とした態度で断りましょう。うっかり対応してしまうと、給湯器以外の契約をさせられる可能性があります。その場合は、契約書面を受け取った日から8日間はクーリングオフができますので、消費生活センターにご相談ください。